

令和4年

第11回 農業委員会議事録

訓子府町農業委員会

第11回 農業委員会議事録

訓子府町告示の日 令和4年11月21日
訓子府町招集通知の日 令和4年11月21日
農業委員会開催場所 訓子府町役場2階会議室1
農業委員会開催日時 令和4年11月28日(月)午前10時
農業委員定数 14名

出席委員

1. 細川孝雄	2. 宮本憲司	3. 鎌田勝子
4. 井幡孝一	5. 近藤覚	6. 川脇健一
7. 山本拓志	8. 林浩幸	9. 久積隆志
10. 齊藤博行	11. 佐々木直幸	12. 石澤和也
13. 山田恵美子	14. 寺町昌恭	

欠席委員

署名委員

6. 川脇健一 8. 林浩幸

事務局職員

事務局長 今田和則
業務係長 高内淳次

提出議案

議案第1号 土地の現況証明について
議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の削除について
議案第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の決定について
議案第7号 農地中間管理機構による買入協議の要請について
報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

<p>今田局長</p>	<p>令和4年第11回農業委員会の開会にあたり、細川会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
<p>今田局長</p>	<p>——細川会長挨拶——</p> <p>これより、会議規則第5条の規定により会長が議長となり、会議に入ります。細川会長よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長 (細川会長)</p>	<p>ただいまから令和4年第11回農業委員会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。</p>
<p>今田局長</p>	<p>事務局より「諸般の報告」をお願いします。</p> <p>ご報告を申しあげます。</p>
<p>議長</p>	<p>本日の出席委員数は14名全員の出席であります。</p> <p>本日の議件は議案が7件、報告が1件でございます。本日の議事録署名委員は6番川脇委員、8番林委員にお願いいたします。</p>
<p></p>	<p>——議案第1号——</p>
<p>議長 高内係長</p>	<p>議案第1号を上程いたします。事務局説明願ひます。</p> <p>議案第1号について説明いたします。</p> <p>申請は2件でございます。</p>
<p>高内係長</p>	<p>(2件について議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)</p>
<p>議長</p>	<p>現地確認につきましては、番号1番は11月10日に、番号2番は11月9日に担当委員及び事務局で確認しており、その詳細は配布されております現地確認調書のとおりとなっております。</p> <p>なお、番号1番については所有者から現状が畑ではないと申し出があり現地を確認し雑種地に地目変更するものとなっております。また番号2番については現状が畑となっており、隣地の耕作者に売買を予定しており宅地から畑に地目変更し農地法第3条で売買する予定となっております。説明については以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは審議に入ります。</p> <p>1件目について何か質問ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>——ありませんの声——</p> <p>2件目について何か質問ございませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>——ありませんの声——</p> <p>以上2件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p>
<p></p>	<p>——議案第2号——</p>
<p>議長 高内係長</p>	<p>議案第2号を上程します。事務局説明願ひます。</p> <p>議案第2号について説明いたします。</p> <p>通知は3件でございます。</p> <p>(3件について議案により説明し、次の点について補足説明を行っ</p>

議 長	<p>た。)</p> <p>番号1番については、賃借人から今年をもって耕作を終了したいと解約の申出があり解約となっているものです。また、今後は賃貸人が利用するものとなっておりますが、将来的には隣地に住む方が買入する予定となっております。番号2番、番号3番については、使用貸借契約が10年目を迎え期間満了となり、議案3号で審議していただきますが親子間で贈与を行うために解約をするものとなっております。</p> <p>説明については以上です。</p> <p>それでは審議に入ります。</p> <p>1件目について、何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議 長	<p>2件目について、何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議 長	<p>3件目について、何か質問ございませんか。</p> <p>——ありませんの声——</p>
議 長	<p>以上3件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p> <p style="text-align: center;">——議案第3号——</p>
議 長	<p>議案第3号を上程いたします。今回は4件の申請ですが、2番目の議件は関係委員の議事参与の制限があるため、まず1番目、3番目、4番目について説明、審議、採決を行い、そのあと関係委員に一時退席していただき2番目の議件について説明、審議、採決を行います。それでは事務局説明願います。</p>
高内係長	<p>議案第3号について説明いたします。</p> <p>今回、審議していただく農地法第3条の規定による許可申請は使用貸借1件、売買1件、贈与1件、賃貸借1件の合計4件となりますがまず1番目、3番目、4番目について説明いたします。</p> <p>(以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)</p> <p>番号1番については、後継者に経営移譲するため使用貸借していた農地の期限が満了となるため、期間を再設定するものとなっております。番号3番については、議案第2号で合意解約をした件となっております。親子間で贈与をするものとなっております。番号4番については、賃貸人に後継者がいないため賃貸借するものとなっております。</p> <p>また今回審議していただく本件は、農地法第3条第2項各号の各要件、これは「農地取得後所有する農地の全てを利用」、「年間150日以上農作業従事」、「経営面積が2ヘクタール以上あるか」、「転貸の禁止」等は満たしております。</p> <p>説明については以上です。</p>
議 長	<p>審議の前に、担当委員からご意見があれば伺います。1件目の穂波については私が担当委員ですが特に問題ありません。</p>

<p>寺町委員 林 委員 石澤委員 議 長</p>	<p>西富については特に問題ありません。 北栄については特に問題ありません。 高園については特に問題ありません。 それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
<p>議 長 井幡委員 議 長</p>	<p>3件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。 特に問題ありません。 それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
<p>議 長 山本委員 石澤委員 議 長</p>	<p>4件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。 柏丘については特に問題ありません。 高園については特に問題ありません。 それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
<p>議 長 議 長</p>	<p>以上3件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。 次に2件目の議件になりますが、関係委員の「議事参与の制限」にかかるため〇〇委員の離席をお願いいたします。 (〇〇委員 離席)</p>
<p>議 長 高内係長</p>	<p>それでは事務局説明願います。 申請4件のうち2番目について説明いたします。 (以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。) 番号2番については、経営規模の拡大を図るため譲受人が買入するものとなります。 また本件についても、農地法第3条第2項各号の各要件、これは「農地取得後所有する農地の全てを利用」、「年間150日以上農作業従事」、「経営面積が2ヘクタール以上あるか」、「転貸の禁止」等は満たしております。 説明については以上です。</p>
<p>議 長 久積委員 議 長</p>	<p>2件目の審議の前に、担当委員から何かございますか。 特に問題ありません。 それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
<p>議 長</p>	<p>疑義が無いようなので、可決決定いたします。 事務局、〇〇委員を呼んでください。 (〇〇委員 着席)</p>
<p>議 長 高内係長</p>	<p>——議案第4号—— 議案第4号を上程します。事務局説明願います。 議案第4号について説明いたします。 申請は1件でございます。</p>

	<p>(以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)</p> <p>今回、審議していただく件は、先程現地にて確認いただいた農地であり、車庫建設、通路、雪捨て場の造成のために申請があったものです。</p> <p>農地転用の概要は、車庫用地が42,644平方メートル、通路用地47,376平方メートル、雪捨て場用地が137,98平方メートルで計228平方メートルとなっており、事業費は129万1,000円で全額自己資金となっております。</p> <p>また、申請については転用面積が30アール以下であり、さらに申請地の農地区分が第3種農地である場合、北海道農業会議への意見聴取の対象から除外できるものとなりますことから、本総会にて審議後、可決決定した場合は意見聴取することなく許可書を交付することとしますのでご了承願います。</p> <p>説明については以上です。</p>
議 長	<p>審議の前に、担当委員からご意見があれば伺いますが穂波については私が担当委員ですが特に問題ありません。</p>
議 長	<p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p>
議 長	<p>——ありませんの声——</p> <p>疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p> <p>——議案第5号——</p>
議 長 高内係長	<p>議案第5号を上程します。事務局説明願います。</p> <p>議案第5号について説明いたします。</p> <p>申請は1件でございます。</p> <p>(以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。)</p> <p>土地の所有者が亡くなられたため名義人変更をしたのち、改めて北海道農業公社への買入協議を行っていく予定となっております。</p> <p>説明については以上です。</p>
議 長	<p>それでは、審議に入ります。何か質問ございませんか。</p>
議 長	<p>——ありませんの声——</p> <p>疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p> <p>——議案第6号——</p>
議 長 高内係長	<p>議案第6号を上程いたします。今回は10件の申請ですが、9番目の議件は関係委員の議事参与の制限があるため、まず1番目から8番目と10番目について説明、審議、採決を行い、そのあと関係委員に一時退席していただき9番目の議件について説明、審議、採決を行います。それでは事務局説明願います。</p> <p>申請は売買9件、賃貸借1件の合計10件でございますが、9番目</p>

	<p>の議案については後ほど説明させていただきます。 (以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。) 番号1番の売買については、10月の総会で買入協議を行っております件となっております。</p> <p>また、本件の申請については全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件、これは「当該農地を含め所有地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行うこと」、「年間150日以上農作業に従事」、「関係権利者の全てから同意を得ているか」等を満たしております。</p> <p>説明については以上です。 それでは審議に入ります。</p>
議 長	<p>1件目について、何か質問ございませんか。 —ありませんの声—</p>
議 長	<p>2件目について、何か質問ございませんか。 —ありませんの声—</p>
議 長	<p>3件目について、何か質問ございませんか。 —ありませんの声—</p>
議 長	<p>4件目について、何か質問ございませんか。 —ありませんの声—</p>
議 長	<p>5件目について、何か質問ございませんか。 —ありませんの声—</p>
議 長	<p>6件目について、何か質問ございませんか。 —ありませんの声—</p>
議 長	<p>7件目について、何か質問ございませんか。 —ありませんの声—</p>
議 長	<p>8件目について、何か質問ございませんか。 —ありませんの声—</p>
議 長	<p>10件目について、何か質問ございませんか。 —ありませんの声—</p>
議 長	<p>以上9件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。 次に9件目の議件になりますが、関係委員の「議事参与の制限」にかかるため〇〇委員の離席をお願いいたします。 (〇〇委員 離席) それでは事務局説明願います。</p>
高内係長	<p>申請10件のうち9番目について説明いたします。 (以下議案により説明し、次の点について補足説明を行った。) 本件の申請についても全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件、これは「当該農地を含め所有地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行うこと」、「年間150日以上農作業に従事」、「関係権利者の全てから同意を得ているか」等を満たしております。</p>
議 長	<p>説明については以上です。 それでは審議に入ります。</p>

<p>議 長</p>	<p>9 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声—— 疑義が無いようなので、可決決定いたします。 事務局、〇〇委員を呼んでください。 (〇〇委員 着席)</p> <p style="text-align: center;">——議案第 7 号——</p>
<p>議 長 高内係長</p>	<p>議案第 7 号を上程いたします。事務局説明願います。 議案第 7 号について説明いたします。 申請は 2 件でございますが、農地保有合理化事業により北海道農業 公社に農地を買入してもらうための要請となります。 (以下議案により説明。)</p>
<p>議 長</p>	<p>説明については以上です。 それでは審議に入ります。 1 件目について何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
<p>議 長</p>	<p>2 件目について何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
<p>議 長</p>	<p>以上 2 件については疑義が無いようなので、可決決定いたします。</p> <p style="text-align: center;">——報告第 1 号——</p>
<p>議 長 高内係長</p>	<p>報告第 1 号について、事務局説明願います。 報告第 1 号について説明いたします。 届出は 2 件でございます。 (以下議案により説明。)</p>
<p>議 長</p>	<p>説明については以上です。 1 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
<p>議 長</p>	<p>2 件目について、何か質問ございませんか。 ——ありませんの声——</p>
<p>議 長</p>	<p>以上 2 件については疑義が無いようなので、報告第 1 号を終わります。 以上で本日の議件を全部終了いたしました。</p>

上記会議の顛末を記録し議事録とする。

令和4年11月28日

訓子府町農業委員会

会 長 細 川 孝 雄

議長

署名委員 6 番

署名委員 8 番